

令和元年度いじめの対応状況について

1 いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。  
なお、起こった場所は学校の内外を問わない。  
(いじめ防止対策推進法 平成25年法律第71号)

2 いじめの把握

(1) アンケート調査

- ①目的 区内の公立小・中学校におけるいじめ等、児童・生徒間の問題について、調査を通じて現状を把握し、問題の未然防止と早期発見・早期対応を図る。
- ②形式 児童・生徒及び保護者に対するアンケート方式
- ③対象 小学校1年生から中学校3年生までの全児童・生徒・保護者
- ④対象期間 第1回 平成31年4月1日(月)から令和元年6月30日(日)

(2) その他

各期間、教員等による発見、児童・生徒・保護者等の訴えなどにより随時把握する。

3 いじめの発生状況

校種	認知件数(件) ※令和元年6月30日時点	いじめの対応状況 ※令和元年10月15日時点		
		対応を継続中(件)	解決件数(件)	解消件数(件)
小学校	581	5	576	492
中学校	67	3	64	55

※ いじめの解決・解消については、いじめが解決してから約3か月間を見守り期間とし、その期間、児童・生徒が安心して学校に通えた場合をいじめの解消としている。

4 いじめの態様

校種	いじめの態様									計
	①悪口	②無視 仲間はずれ	③軽い 暴力	④ひどい 暴力	⑤金品を たかれる	⑥金品を 隠す盗難	⑦嫌なこと をされる	⑧SNSによる 誹謗・中傷	⑨その他	
小学校	382	147	234	6	0	105	6	6	19	905
中学校	44	5	11	1	0	7	0	8	3	79

※ いじめ1件につき、複数の態様が含まれる場合があるため、態様の合計はいじめの認知件数とは一致しない。

5 調査結果の分析

- (1) 認知件数が昨年度の同時期と比較して小・中学校で共に増加した。(小学校170件、中学校24件増) この要因として、学校が研修等を通していじめについて理解し、児童・生徒の気持ちに立って軽微なトラブル等についても丁寧に対応したこと、組織での情報共有・行動連携が円滑に行われていること、SOSの出し方に関する教育などを通して、児童・生徒が相談しやすい雰囲気をつくられたことなどが挙げられる。
- (2) 小学校は5件、中学校は3件が「対応を継続中」であるが、学校への聞き取りの結果、継続的に深刻ないじめが続いているということではなく、嫌な思いをしていると感じている児童・生徒の気持ちに立って、簡単に解決・解消していると判断せず、見守りを継続していることが理由である。

- (3) 態様として、小・中学校とも一番多いのが「悪口」である。相手の気持ちを考えない発言や自分本位な友人への助言などが、知らないうちに相手を傷つけていることが多いことが挙げられている。
- (4) 特に小学校では、「悪口」と「軽い暴力」をはじめとするいじめの訴えが低・中学年に集中している。このことから、学校の対応として、まずは訴えてきた児童の気持ちに寄り添って認知をしている姿勢がうかがえる。
- (5) 「SNSによる誹謗・中傷」による認知件数は、小学校で全体の約1%、中学校で全体の約10%程度である。学校が認知できていないいじめが潜んでいる可能性を踏まえ、家庭とも連携を図りながら組織的に対応する必要がある。
- (6) 調査から3か月が経過した10月15日現在の、いじめの解消件数については、小学校は全体の約85%、中学校は全体の約82%である。学校への聞き取りによると、解消に至っていない件については、子どもに丁寧に話を聴いた上で、3か月経過した後もまだ見守りが必要であると慎重に判断しているとのことである。

## 6 今後の主な取組

- (1) 児童・生徒が自らSOSを出そうとする気持ちをつくる
  - ① 「SOSの出し方に関する教育」の確実な実施  
東京都教育委員会が作成したDVD教材などを活用した授業を、各学校のいずれかの学年において年間1単位以上、年間指導計画に位置付け実施する。
  - ② SNSを活用した相談窓口の周知  
中学生を対象とするSNSを活用した相談窓口の利用について、各校の生徒に周知し、いじめ等の悩みを相談しやすい環境を整備する。
  - ③ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等との連携の強化  
スクールカウンセラー等による面談や、教育相談室等での交流を通して、児童・生徒の状況把握や支援に努める。把握した情報は校内委員会等で共有し、学校全体で組織的に対応していく体制を強化する。効果的な実践事例については、生活指導主任会等において共有し、全校に還元していく。
- (2) 児童・生徒の円滑な人間関係づくりを支援する。
  - ① 児童・生徒の人権感覚の育成  
「特別の教科 道徳」をはじめとする授業において、「自他の生命を大切にする心」や「自己肯定感」を育む指導等を積極的に実施する。人権教育推進委員会では、そのモデル授業を作成し配布する。
  - ② コミュニケーションに関わる取組の充実  
学校教育の様々な機会を捉え、互いに認め合う態度を育む取組や、子ども同士が話し合う中で合意形成や自己決定ができるようにする取組を展開する。また、特に小学校低学年では、温かい言葉での表現や暴力に頼らない解決方法などについて「中野区就学前教育プログラム(改訂版)」を活用し、保幼小連携の学びの連続性の中でも重点的に指導する。
  - ③ SNSの正しい使い方やマナーに関する指導の徹底  
児童・生徒自身が「SNS学校ルール」や「家庭ルール」づくりに参画し見直していく活動を推進するとともに、年間指導計画に位置付け、意図的・計画的、継続的にセーフティ教室の機会などを設け、指導する。
- (3) 教職員・保護者への啓発を促進する。
  - ① 教職員の対応力の向上  
区が独自に作成した教員用指導資料「中野区いじめ対応ガイドライン」や「子どもたちの自信とやる気を高め 居場所をつくるために」、都から配布された「いじめ対策にかかると事例集」等を活用した校内研修を実施し、教職員一人ひとりの対応力を向上させる。
  - ② いじめの発生・対応状況の保護者・地域に対する説明  
保護者会や学校だより等を活用して、いじめに対する学校の取組を紹介する。また、学校評議員会等の機会を捉えて定期的にいじめの発生・対応状況を説明し、出席者との意見交換を行う。その内容については、教育委員会にも報告する。
  - ③ 教職員の人権感覚の向上  
教職員の立ち振る舞いは児童・生徒に大きな影響を与える。都が配布した「人権教育プログラム(学校教育編)」等を活用し、教職員自身の人権感覚を磨くようにする。